

北杜市貨物運送事業者支援金に関するQ & A

1 支援事業について

Q 1	本制度の目的は。
A 1	原油価格の高騰により、厳しい経営状況にある運送事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援することを目的としています。

2 対象事業者は

Q 2	対象者は。
A 2	以下のいずれにも該当する方 ① 令和5年1月1日時点で、貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定されている「貨物自動車運送事業」を営んでいる者。 ② 法人の場合は北杜市に法人市民税の申告されている市内に本社または営業所がある者、個人にあっては事業主の住民登録が市内にある者。 ③ 今後も事業継続の意思がある者。 ④ 市税、市債務等に滞納がない者。
Q 3	「貨物自動車運送事業」とは。
A 3	貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定されている一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業をいい、有償で自動車を利用して貨物を運送する事業をいいます。一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業については、国土交通省の許可(同法第3条、第35条)が、貨物軽自動車運送事業については、国土交通省への届出(同法第36条)が必要となっています。
Q 4	対象となる車両とは。
A 4	以下のいずれにも該当する車両が対象です。 ① 運送業の事業用車両(緑または黒ナンバー) (自動二輪車、自動三輪車、小型特殊事業車、被けん引車を除く。) ② 北杜市内の営業所で保有している車両 ③ 申請者に所有権があること(リース車も含む)
Q 5	営業ナンバー(緑と黒ナンバープレート)所有者のみを対象とするのはなぜか。
A 5	道路運送法第4条、第43条及び貨物自動車運送事業法第3条、第35条、第36条の規定に基づき、国土交通大臣の許可をまたは届出を行った「事業用自動車」を対象としています。 燃油価格高騰に伴う価格転嫁が難しい運送業を支援するという観点から、営業ナンバー(緑・黒)のみを対象とし、自社物流に関しては対象外としました。
Q 6	緑ナンバーと黒ナンバーの車両をそれぞれ所有しているが、両方とも対象となるか。
A 6	それぞれ対象車両の要件に当てはまれば、両方とも対象となります。

Q 7	白ナンバーですが、事業用として自動車を使用している。対象となるか。
A 7	なりません。
Q 8	引越業者も対象となるのか。
A 8	一般貨物自動車運送事業の許可を得ているもの、又は貨物軽自動車運送事業の届出があり、対象要件を満たす車両であれば対象となります。
Q 9	バイク便も対象となるのか。
A 9	今回の対象は 4 輪以上の車両を対象としているため、自動二輪もしくは三輪車は対象としていません。
Q 10	霊柩車は対象となるのか。
A 10	一般貨物自動車運送事業の許可を受けている事業所で、対象要件に該当する場合は、対象となります。
Q 11	産業廃棄物収集運搬業者は対象となるのか。
A 11	一般貨物自動車運送事業の許可を受けている事業所で、対象要件に該当する場合は、対象となります。
Q 12	令和 5 年 1 月 1 日時点で、事業を休止していた場合は、支援金の支給対象となるか。
A 12	支給対象になりません。

3 営業所、補助車両数について

Q 13	営業所等はないが、自社保有地または賃貸借契約により借りている土地を車庫代わりに使用している車両は対象となるか。
A 13	なりません。
Q 14	自己(自社)の所有でない車両は対象となるか。
A 14	自己所有のほか、リース契約による車両も対象となります。
Q 15	実際に車両を使用しているのは市内ですが、車検証上は他市になっている。対象になるか。
A 15	なりません。車検証の「使用の本拠の位置」欄が北杜市内の車両に限ります。
Q 16	【法人】 市内と市外に営業所が複数ある。市外事業所の車両も対象になるか。
A 16	なりません。給付の対象は、北杜市内の営業所に保有され、車検証の「使用の本拠の位置」欄が北杜市内である車両のみです。
Q 17	【個人】 事業主の住民登録は市内にあるが、事業所は市外にある場合は、対象になるか。
A 17	なりません。車検証の「使用の本拠の位置」欄が北杜市内の事業所在地でなければ対象となりません。

4 申請方法について

Q18	申請方法、期間は。
A18	<p>令和5年1月10日（火）～2月28日（火）の間、窓口または郵送にて受付します。</p> <p>* オンライン申請はありません。</p> <p>* 指定の様式は市 HP からダウンロードできます。もしくは商工・食農課及び各総合支所でお渡しできます。</p>
Q19	申請書類は何が必要か。
A19	<p>以下の書類をご提出ください。</p> <p>① 申請書兼請求書</p> <p>② 車両内訳書</p> <p>③ 運送業の許可書または届出書の写し</p> <p>④ 対象となる車両の車検証の写し</p> <p>⑤ 未納がない証明書 * 北杜市役所収納課または各総合支所で取得できます（1通 300 円）。通常の「納税証明書」と様式が異なりますので、必ず「未納がない証明書」とお伝えください。</p> <p>⑥ 支援金の振込口座の通帳の写し</p>
Q20	添付書類⑥の紙の通帳がない場合は、何を添付すればよいか。
A20	「銀行名、支店名」「口座種別（普通・当座）」「口座番号」「口座名義人（フリガナも）」が確認できるものをご提出ください。
Q21	振込口座は誰のものでもよいか。
A21	法人の場合は会社名義のもの、個人の場合は、個人事業主名義のものになります。
Q22	【法人】 本社が市外の場合も申請できるか。
A22	対象要件を満たす営業所が保有しているであれば、会社の本社所在地が市外でも申請できます。
Q23	【個人】 個人事業主の住所が市外の場合も申請できるか。
A23	<p>できません。</p> <p>個人で事業を営んでいる場合は、事業主の住民登録地が北杜市であることを要件としています。</p>
Q24	1 事業主（1 法人）で市内に複数の営業所がある場合、営業所ごとに申請できるのか。
A24	<p>申請は1事業者につき1回のみです。</p> <p>1つの申請に複数営業所の内容をまとめて申請してください。</p>

5 その他

Q25	申請後に何か通知は届くか。
A25	交付決定通知書を送付します。振込完了のお知らせはいたしませんので、通帳の記帳によりご確認ください。なお、支援金を交付することが適当でないと認められる場合は、不交付決定通知書を送付することとなります。
Q26	支援金の交付後、返還を求められることはあるか。
A26	支援金の交付後であっても、虚偽の報告によって支援金の交付を受けた等、支援金を交付することが不適切であったと市長が認めた場合は、返還を求める場合があります。
Q27	運輸局からの貨物自動車運送事業の許可書を紛失してしまった。どうすればよいか。
A27	山梨運輸支局で証明願を提出すると受けられる証明の発行にて、代用可能です。 貨物軽自動車運送事業経営届出書も同様です。 証明の取得方法については、関東運輸局山梨運輸支局へお問い合わせ下さい。 関東運輸局山梨運輸支局 輸送担当 Tel055-261-0880